
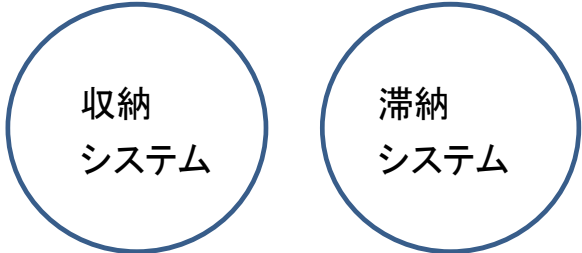


- 収滞納に関する機能の実装方法については、下記3パターンあると想定しているが、標準仕様書上は、収納管理・滞納管理のいずれかで定義されていれば、各システム間で機能をどのパターンで実装するかは、地方団体・事業者の判断となることを想定。
- 例えば、法人税の収納機能については、標準仕様書では収納管理でのみ定義するが、実際にはどのパターンであっても実現可能となることを想定。

No.	収滞納機能の実装パターン	システム間のイメージ
1	収納機能・滞納機能を一つのシステム上で実装	
2	収納機能・滞納機能を別々のシステム上で実装 【具体例】 ✓ 延滞金額を任意日付で変更できる機能を、収納システム、滞納システムのいずれかでしか持たないケース （現時点で比較表上、収納管理、滞納管理両方で定義しているが、片側だけの実装可能）	
3	収納機能・滞納機能の一部／全部を、賦課機能で実装 【具体例】 ✓ 法人住民税の収納機能を賦課システム側で有するケース （法人住民税で定義しなくとも、収納管理で定義されており、賦課システム側で実装可能）	